

# 財政健全化法と判断指標

平成22年9月

企画財政課

# 第1 財政健全化法

## 1 概要

- 平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法第94号。以下「財政健全化法」という。）が成立した。この法律は、従来の地方財政再建促進特別措置法に代わるもので、平成21年4月1日から全面施行されている。  
なお、従来の地方財政再建促進特別措置法は、平成21年3月末で廃止された。

## 2 財政健全化法とは

- 従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計で赤字額が標準財政規模<sup>(注)</sup>の20%を超えると、いきなり「レッドカード」が出て財政再建団体となり、「イエローカード」とも言える注意喚起の段階が無かった。
- 特別会計や企業会計にいくら累計赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体の姿を反映したものでは無かった。
- 財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックし、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況を明らかにする。

(注) 地方公共団体が使える財源の標準的な規模。

### 3 従来の仕組みとの違い

	従来の財政再建法	財政健全化法
再建の仕組み	いきなり財政再建団体（レッドカード）となり、その前に健全化を図る段階がありません。	財政再生団体（レッドカード）の前に、早期健全化団体（イエローカード）の段階が設けられました。
財政の悪化を計る対象	地方公共団体の本体だけが対象で公営企業（下水道・病院など）・一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されません。	地方公共団体の本体に公営企業・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになりました。
財政の悪化を計る方法	単年度の現金収支（フロー）のみです。	単年度の現金収支（フロー）に加えて、過去から累積（ストック）に基づく基準ができました。
公営企業の経営について	規定がありませんでした。	経営の健全化を促す基準ができました。

## 4 財政の健全化を4つの指標で判断する

### ①実質赤字比率

普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

### ②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

### ④将来負担比率

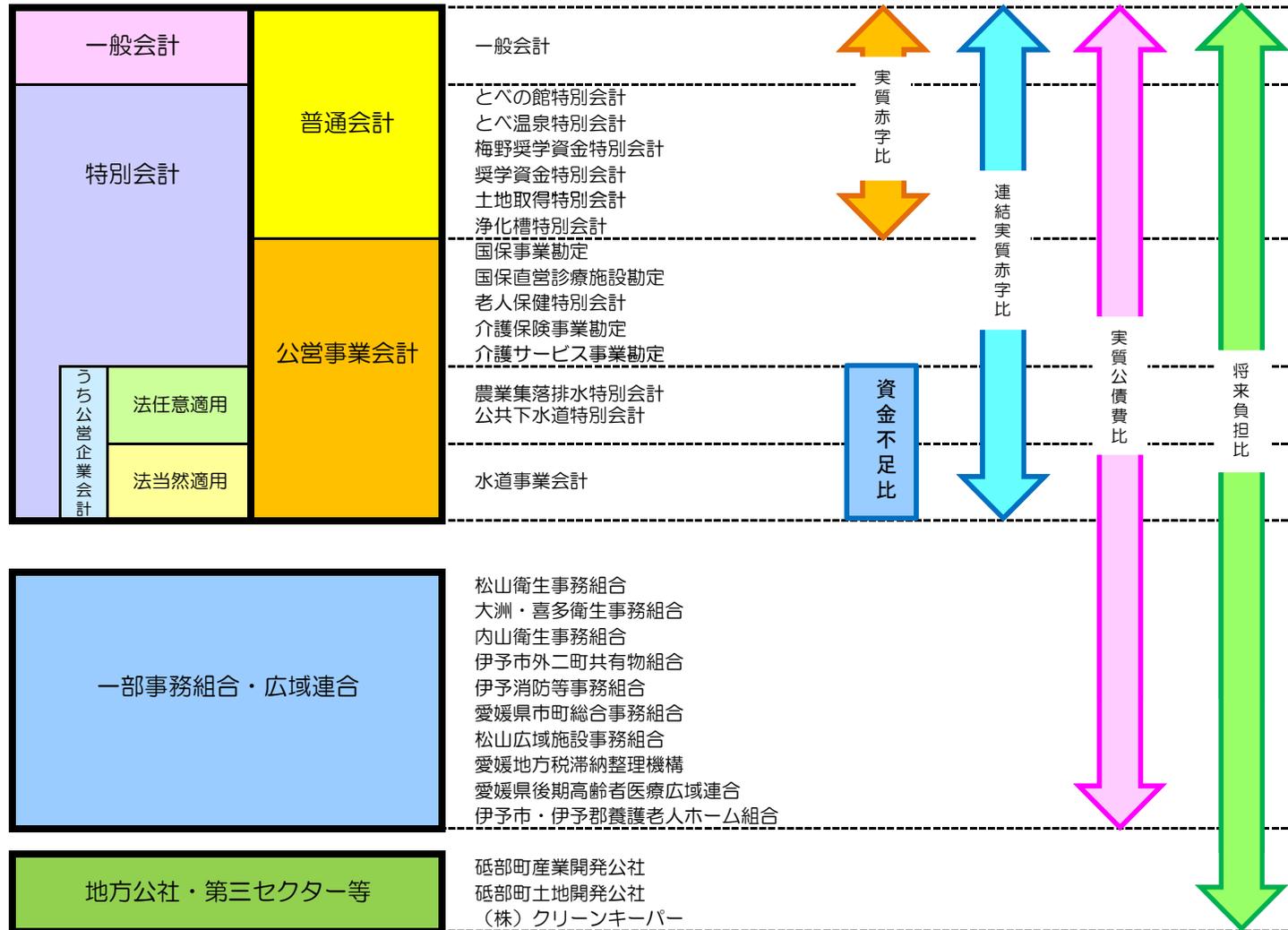
一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

## 公営企業の場合

### ①経営健全化比率

資金不足額が事業規模に占める割合

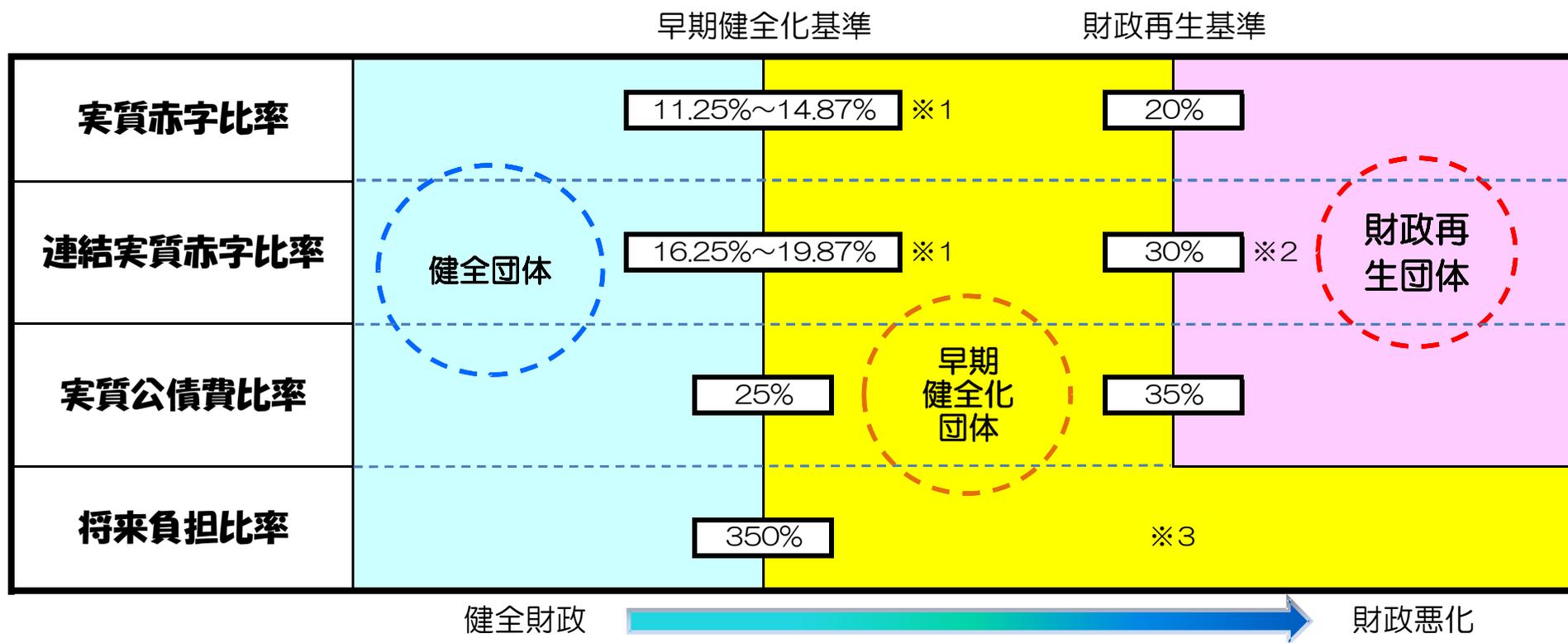
# 5 砥部町の連結対象会計範囲



## 6 判断基準

- 特別会計や企業会計にいくら累計赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体の姿を反映したものではありません。

→財政再生基準を超えると「財政再生団体」



## ◆普通会計の健全化基準

### ※1 早期健全化基準

◆実質赤字比率 14.87%

◆連結実質赤字比率 19.87%

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、導入期の3年間のみ5~10%引き上げられる。

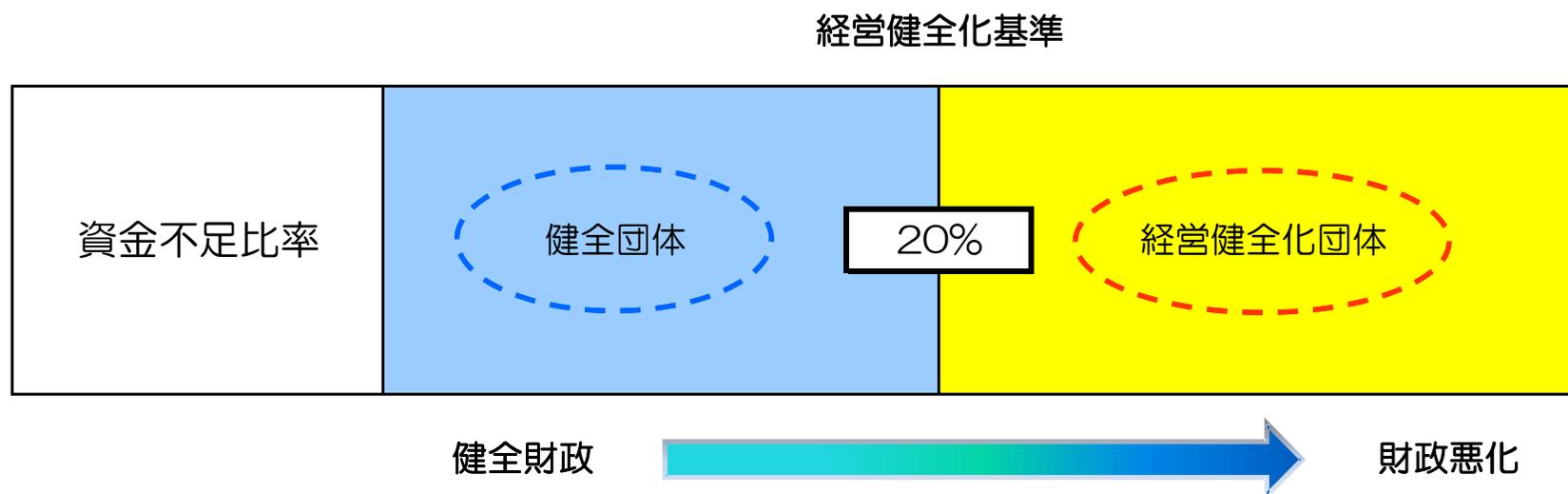
◆砥部町の場合、40%が基準となる。

※3 将来負担比率に財政再生基準はない。

市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なる。

## ◆公営企業会計の経営健全化基準

経営健全化基準を超えた会計は、経営健全化計画の策定が必要となる。



## 7 議会や監査委員との関係

◆財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要となる。

- ① 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表する。
- ② 早期健全化、財政再生計画、経営健全化計画を策定した際は、議会が議決し、住民に公表する。
- ③ 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査を受けなければならない。

## 8 財政健全化法の適用を受けると

- 早期健全化団体になると

- 財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。**

- 財政再生団体になると

- 財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。**

- 総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。**

- 税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。**

## ●健全化計画の策定と実施状況

- **策定した計画の実施状況は、毎年9月30日までに公表する。**
- **取組が不十分な場合、健全化段階では、国または県が地方公共団体に対し必要な勧告を行う。**
- **財政再生段階では、国が地方公共団体に対し、予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになる。**

# 第2 健全化判断比率

## 2 砥部町の状況

●平成21年度決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

	砥部町	健全化判断基準		備考
		早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	— %	14.87%	20%	5億4,671万3千円の黒字
連結実質赤字比率	— %	19.87%	40%	11億5,048万5千円の黒字
実質公債費比率	10.0%	25%	35%	
将来負担比率	— %	350%		

(注) 「— %」は、該当が無いことを表している。

- 実質赤字と連結実質赤字について、普通会計は5億4,671万3千円の黒字、町全体の会計を連結した収支でも11億5,048万5千円の黒字となり、「該当なし」となっている。
- 実質公債費比率は、10.0%で前年度（12.1%）と比較すると△2.1ポイントとなっている。
  - **実質公債費比率改善の要因は、地方債発行の抑制による元利償還の減と、普通交付税が増加したことによる。**
- 将来負担比率は、0%で前年度（11.5%）と比較すると△11.5ポイントと大きく減少した。
  - **将来負担比率改善の要因は、地方債残高が6億8,841万円減少したことに加え、充当可能基金が2億9,417万円増加し、将来負担が9億8,258万円減少したことによる。**

\*26ページ 総括表④参照。

## ●公営企業会計の経営健全化判断比率

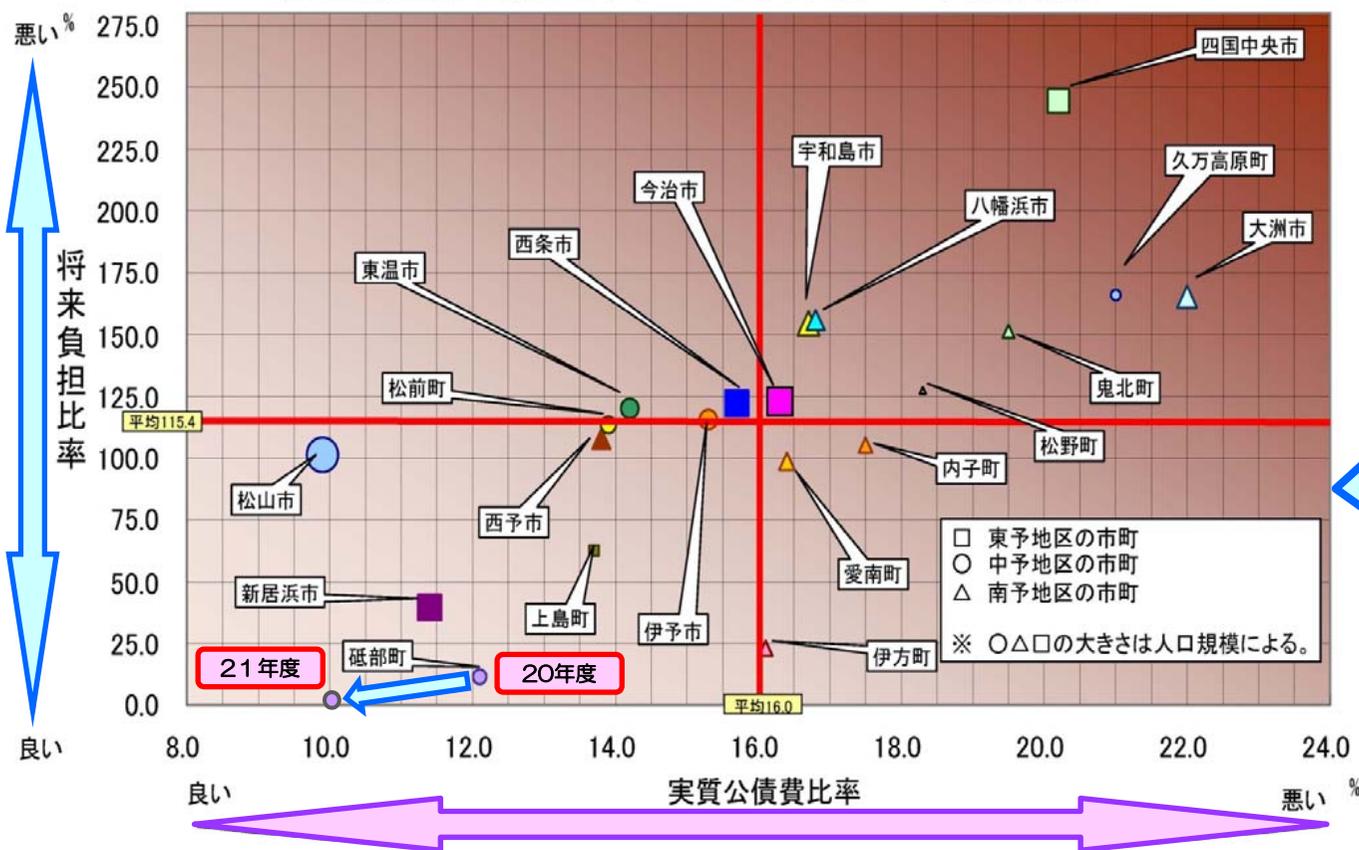
	経営健全化 判断比率	備 考
公共下水道特別会計	資金不足比率 20%	収支の差額は無し
農業集落排水特別会計		3万3千円の剰余金
水道事業会計		3億8,787万円の剰余金

※ 公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計の実質赤字は、資金不足額で判断する。公共下水道特別会計が収支の差額は無し、その他2会計は剰余金が出ているため、実質赤字は該当無し。

# ●県下の状況

平成20年度決算のデータではあるが、県内市町の財政健全化判断比率クロス表を示すと次のとおりである。

財政健全化判断比率クロス表(平成20年度決算)



# ●会計ごとの実質収支と資金剰余金

平成21年度決算に基づく実質収支と資金剰余金

一般会計	普通会計	21年度実質収支	一般会計	481,411	↑ 実質赤字比 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓
			とべの館特別会計	9,115		
特別会計	公営事業会計	資金不足・剰余金	とべ温泉特別会計	7,439	普通会計の計	546,713
			梅野奨学資金特別会計	441		
			奨学資金特別会計	0		
			土地取得特別会計	0		
			浄化槽特別会計	48,307		
			国保特会（事業勘定）	180,403		
			国保特会（直営診療施設勘定）	16		
			老人保健特別会計	0		
			介護特会（保険事業勘定）	28,635		
			介護特会（サービス事業勘定）	1,582		
うち公営企業会計	法任意適用	水道事業会計	後期高齢者医療特別会計	5,233	合計	1,150,485
			農業集落排水特別会計	33		
			公共下水道特別会計	0		
法当然適用	水道事業会計	水道事業会計	水道事業会計	387,870	合計	1,150,485
			水道事業会計	387,870		

●赤字決算となった会計はない。

●実質、連結赤字比率は問題ない。

続いて、実質公債費比率と将来負担比率をしてみる。

(注) 「△」の場合が、赤字または資金不足

合計

1,150,485

(単位：千円)

# ●実質公債費比率

・実質公債費比率 = { (A + B) - (C + D) } / (E - D)

結果

19年度	12.16
20年度	10.61
21年度	7.38
平均	10.00

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B : 地方債の元利償還金に準ずるもの
- C : 元利償還金等に充てられる特定財源
- D : 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E : 標準財政規模

(単位：千円)

分子

	A	B			C	D	計
		ア	イ	ウ			
19年度	1,346,802	4,026	40,230	33,401	285,746	610,708	528,005
20年度	1,286,647	10,306	43,985	32,849	291,230	610,771	471,786
21年度	1,137,722	19,677	43,559	32,192	287,621	606,675	338,854

分母

	E	D	計
19年度	4,951,754	610,708	4,341,046
20年度	5,058,828	610,771	4,448,057
21年度	5,196,330	606,675	4,589,655

- ア：公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金
- イ：一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ウ：公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

## ● 18 ページ計算式の説明

### ■ 分子

- ・  $A+B$  元利償還金と準元利償還金の合計
- ・  $C+D$  元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計

→**特定財源**:起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの。

→**交付税措置された地方債**:地方債はその全額を町が負担するとは限らず、後年度に交付税として国から補填されるものもある。

- ・  $(A+B) - (C+D)$  実質的な元利償還金

→**元利償還金と準元利償還金の合計から特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出。**

### ■ 分母

→**標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。**

# ●実質公債費比率 総括表③

・18ページのA～Eを総括表③で見ると

団体名 **砥部町**

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成21年度決算)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの

(単位: 千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利息	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成19年度	1,346,802			4,026	40,230	33,401		285,746	250,705	9,473	349,937	
平成20年度	1,286,647			10,306	43,985	32,849	C	291,230	224,859	13,048	372,608	
平成21年度	1,137,722	A		19,677	43,559	32,192		287,621	204,695	18,720	383,013	

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)		
平成19年度		593	2,511,034	2,175,440	265,280		12.16308	10.0
平成20年度		256	2,522,518	2,287,829	248,481		10.60656	
平成21年度		247	2,445,650	2,365,039	385,641		7.38300	

E: 標準財政規模 5,196,330

(A-C+B-D) / (E-D)

D: 基準財政需要額に算入された元利償還金 606,675

(参考)

	⑩の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)
平成19年度					9,388		23,324	689	
平成20年度					9,098		23,100	651	
平成21年度					8,808		22,880	504	

A: 3③A表  
C: 3③A表

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

- **公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金**

→3②表より

- **一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金**

→一部事務組合等からの提出資料より

- **公債費に準ずる債務負担行為**

→債務負担行為の状況調べより

→下水道特別会計に24億5千万円（平成23年度まで）の債務負担行為があるが、一般会計等からの繰出金を充当しないため対象外となっている。

# ● 準元利償還金

＜3②表＞公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

○総括表③「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」に計上する額については、以下の様式中「合計」の額を計上することとする。

(単位:千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金※		
		19年度	20年度	21年度
砥部町	水道事業会計	1,020	1,006	3,761
	下水道特別会計			
	農業集落排水特別会計	3,006	9,300	15,916
	介護保険特別会計(サービス)			
	介護保険特別会計(事業勘定)			
	国民健康保険(事業勘定)			
	国民健康保険(施設勘定)			
	老人保健特別会計			
	後期高齢者特別会計			
	合計※	4,026	10,306	19,677

3②A表より

※各特別会計ごとに3②A表の「V」と3②E表の「Z」の合計額を記入すること。

公営企業を組合が経営している場合にあつては、各公営企業会計ごとに別紙3②A'表の「V'」と3②E'表の「Z'」により算定されることになるが、これらは、総括表③に計上し、上記の合計欄には含めないこと。

事業名 水道事業

(単位:千円)

資本的収支に計上された繰出金決算額	B①	準元利償還金算入額(4条分) A①=X-B①	※A①については、次のとおり計上する。 A①≥G→G A①<G→A①
18,498	18,498	0	

資本的収支における繰出金総額

B①  
 Xのうち  
 ・一般会計等で地方債を財源として繰り出したもの  
 ・一般会計等からの貸付金、繰出基準において建設改良費の一部を一般会計等が負担することとされているものなど B②も同様

収益的収支に計上された繰出金決算額	B②	A②	C①=Y-(B②+A②)	準元利償還金算入額(3条分) W
9,698			9,698	3,761

収益的収支における繰出金総額

※Wについては、次のとおり計上する。  
 ・C①<C②→C①+A②

準元利償還金算入額	V=A①+W
	3,761

元利償還金に対する繰出基準額※	C②=Z-A①-A②	※Zについては、3②B表により算定する。
Z	0	

※Zについては、3②B表により算定する。

※Wについては、次のとおり計上する。  
 ・C①≥C②  
 →C②+(C①-C②)×J/I+A②  
 ただしC②<0の時はC②=0とする

A②には、下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額。

資本的収支に係る繰り出しは、準元利償還金に算入。収益的収支に係る繰り出しは、基準額以内であればそのまま算入し、基準額以上であれば超える部分を下段の比率により按分して加算計上する。

<あん分率計算用>

収益的収支における総費用	収益的収支に係る減価償却費	元金償還金	利息	納付金	B'	I=E-F+G-Z-B'	J=G+H(-K)-Z
E		G	H	K			
317,657	102,926	73,973	37,980			288,704	111,953

※元利償還金又は減価償却費に充てること  
 が協定書等において確認できるものに限る。  
 ※B'には、B②のうち記載要領8③・④に該当するものを計上する  
 ※C②<0の時はI=E-F+G-Z+C②-B'  
 ※C②<0の時はJ=G+H-Z+C②とする

実際の繰出金と異なる繰出基準額が準元利償還金算入額を左右する。

「繰出基準」とは、地方公営企業法により、一般会計等が負担するものとされた経費を一般会計等から各公営事業会計へ繰り出す場合の基準。「繰出基準」は、毎年度、総務省が定め、各団体へ通知している。

# ● A : 公債費と繰上償還

# ● C : 特定財源

3③A表 元利償還金及び特定財源の額

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名
384020	愛媛県	砥部町

(単位：千円)

	① 公債費 (一般会計等に 係るものに 限る。)	② 繰上償還 額及び借 換債を財 源として 償還した 額	③ 満期一括 償還地方 債の元金 に係る分	④ 地方債の利子 の支払金のう ち、減債基金 の運用によっ て生じた利子 その他の収入 金を財源とし て支払を行っ たもの	元利償還金 (総括表③の ①に転記する 数値) ①-②-③-④	⑤ 特定財源				特定財源 計 (総括表③の ⑤に転記する 数値) ⑤	
						国や都道 府県等か らの利子 補給	貸付金の 財源とし て発行し た地方債 に係る貸 付金の元 利償還金	公営住宅 使用料	都市計画事業 の財源として 発行された地 方債償還額に 充当した都市 計画税(3③ B表B欄の数 値)		その他
平成19年度	1,361,593	14,791			1,346,802		1,516	13,292	0	270,938	285,746
平成20年度	1,293,952	7,305			1,286,647		1,648	20,886	0	268,696	291,230
平成21年度	1,137,722	0			1,137,722		690	20,499	0	266,432	287,621

$A = ① - ② = 1,137,722$

$C = ⑤ = 287,621$ 千円

⑤特定財源「その他」の内訳

歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額	歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額
平成19年度	下水道処理場用地売却収入	270,938			
平成20年度	下水道処理場用地売却収入	268,696			
平成21年度	下水道処理場用地売却収入	266,432			

土地取得特別会計が先行取得していた下水道用地を、下水道特別会計が買い取ったもの。平成21年度が最終である。

# ●将来負担比率

・ 将来負担比率 = { A - ( B + C + D ) } / ( E - F )

結果

将来負担比率 0.0%

- A : 将来負担額
- B : 充当可能な基金額
- C : 特定財源見込額
- D : 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E : 標準財政規模
- F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

分子

A	
ア	6,808,367
イ	291,648
ウ	1,149,285
エ	239,187
オ	871,993
カ	0
キ	0
ク	0
9,360,480	

—

(単位：千円)

B	C	D
2,988,762	261,944	6,379,537
計		9,630,243

分母

E
5,196,330

—

F
606,675

# ●将来負担比率 総括表④

・25ページA～Fを総括表④で見ると

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成21年度決算)

団体名 **愛媛県砥部町**

(単位:千円)

将来負担額	イ	ウ	エ	オ	カ	キ			ク	
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	0
6,808,367	291,648	1,149,285	239,187	871,993	0	0	0	0	0	
(分母比) 148	6	25	5	19						

将来負担額 = 9,360,480 (A)

充当可能財源等 (単位:千円)			
B	充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額
2,988,762	261,944	0	6,379,537
(分母比) 65	6		139

標準財政規模 C = 5,196,330 (113) (総括表③参照)

算入公債費等の額 D = 606,675 (13) (総括表③参照)

将来負担額 A	204	—	充当可能財源等 B	210	A - B	-6	
9,360,480			9,630,243		-269,763		
=							
標準財政規模 C							113
算入公債費等の額 D							13
5,196,330							
606,675							
=							
C - D							100
4,589,655							
=							
将来負担比率 (%)							-5.8
-							

- ・地方債残高は、前年度より6億8,841万円減少
- ・充当可能基金は、前年度より2億9,417万円増加

## ● A：将来負担額

- ア 一般会計と土地取得特別会計の起債残額 68億836万7千円
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額 2億9,164万8千円  
→リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)
- ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額  
→起債残高 38億2,556万8千円、うち将来負担額 11億4,928万5千円
- エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額  
→起債残高 24億7,867万6千円、うち将来負担額 2億3,918万7千円
- オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額  
→特別職を含む一般会計等の職員172人が退職した場合の退職手当は、14億1,740万2千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている5億5,444万3千円を控除した8億7,199万3千円が将来負担額となる。
- カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額  
→該当法人は、砥部町土地開発公社、砥部町産業開発公社、(株)グリーンキーパーであるが、債務補償をしている団体はない。
- キ 連結実質赤字なし
- ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

# ● B : 充当可能基金

団体名 **愛媛県砥部町**

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

(単位:千円)

基金名	基金計(1) (2)+(4)+(6)	現金・預金(2)	国債・地方債 ・政府保証債等(4)		その他(6)	充当可能基金 (9) (2)-(3)+(4)-(5)		(構成比)		
			うち要返還額(3)	うち要返還額(5)		うち貸付金(7)	うち不動産(8)			
財政調整基金	1,466,071	1,466,071					1,466,071	49.1		
減債基金	42,535	42,535					42,535	1.4		
ふるさと創生基金	369,264	369,264					369,264	12.4		
福祉基金	12,458	12,458					12,458	0.4		
とべの館運営基金	144,655	144,655					144,655	4.8		
とべ温泉運営基金	21,857	21,857					21,857	0.7		
梅野奨学基金	7,317	7,317					7,317	0.2		
奨学基金	30,700	12,092			18,608	18,608	12,092	0.4		
ふるさと水と土保全基金	20,467	20,467					20,467	0.7		
町営住宅建設積立基金	2,027	2,027					2,027	0.1		
浄化槽保守点検事業運営基金	32,143	32,143					32,143	1.1		
浄化槽町有施設管理基金	115,233	115,233					115,233	3.9		
土地開発基金	151,646	151,646					151,646	5.1		
高齢者保健福祉基金	299,587	299,587					299,587	10.0		
国民健康保険事業運営基金	160,401	160,401					160,401	5.4		
介護保険事業運営基金	92,639	92,639					92,639	3.1		
介護従事者処遇改善臨時特例基金	4,937	4,937	4,937				0			
坂村真民記念基金	38,370	38,370					38,370	1.3		
小計	3,012,307	2,993,699	4,937	0	0	18,608	18,608	0	2,988,762	100

貸付部分は控除

充当可能基金として計上するが、うち要返還額にも計上することになる。

B : 充当可能基金

(分母比)

# ● C : 特定財源見込額

## 4⑨C表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③

団体名 **愛媛県砥部町**

### 6 その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

(単位:千円)

その他特定の歳入の名称(1)	種類	地方債の現在高等(2)	充当が確定である額(3)	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平均充当率(4)	充当見込上限額(5)	充当見込額(6)	
				充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率				
公共下水道処理場用地売却収入		0	0	265,000	265,000	1.000	265,000	265,000	1.000	168,626	168,626	1.000	1.000	0		
合計				0									合計			0

### 総括表(特定の歳入見込額)

(単位:千円)

1 国庫支出金等	2 転貸債に係る償還金	3 公営住宅の賃貸料等	4 都市計画税収	5 土地開発公社に対する貸付金の償還金	6 その他特定の歳入	特定の歳入見込額(合計)
0	1,984	259,960	0	0	0	261,944
(分母比)	0.0	5.7				5.7

住宅新築資金貸付事業にかかる償還額

地方債の償還に充てた公営住宅賃貸料

C : 特定財源見込額

# ● D : 基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表(市町村分)

(単位:千円)

費目	測定単位	算入見込額
1 消防費	人口	
2 道路橋りょう費	道路の延長	47,058
3 (1) 港湾費(港湾)	外郭施設の延長	
3 (2) 港湾費(漁港)	外郭施設の延長	
4 都市計画費	都市計画区域人口	
5 公園費	人口	
6 下水道費	人口	986,137
7 その他の土木費	人口	
8 小学校費	学級数	370,071
9 中学校費	学級数	15,215
10 高等学校費	生徒数	
11 その他の教育費	人口	
12 社会福祉費	人口	
13 保健衛生費	人口	3,946
14 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	
15 清掃費	人口	304,515
16 農業行政費	農家数	829
17 林野水産行政費	林水業従業者数	9,918
18 (1) 地域振興費	人口	409,994
18 (2) 地域振興費	面積	2,236
19 公債費		4,229,618
合計		6,379,537

(公債費内訳)

19 (1) 災害復旧費	45,505
(2) 辺地対策事業債償還費	
(3) 補正予算債償還費(平成10年度以前許可債に係るもの)	
(4) 補正予算債償還費(平成11年度以降同意(許可)債に係るもの)	64,240
(5) 地方税減収補てん債償還費	
(6) 臨時財政特例対策債償還費	3,812
(7) 財源対策債償還費	373,712
(8) 減税補てん債償還費	364,585
(9) 臨時税収補てん債償還費	66,646
(10) 臨時財政対策債償還費	2,665,591
(11) 地域改善対策特定事業債等償還費	
(12) 過疎対策事業債償還費	528,592
(13) 公害防止事業債償還費	
(14) 石油コンビナート等債償還費	
(15) 地震対策緊急整備事業債償還費	
(16) 合併特例債償還費	116,935
(17) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	
公債費計	4,229,618

D : 基準財政需要額算入見込地方債